富津産業廃棄物最終処分場 放流水水質検査結果 (令和 7年 8月分·令和 7年 9月分)

採取場所 : 水質監視槽出口

				単位	検査結果		
		15	2.直填口、刀机填口		8月分	9月分	
採		取	年 月 日	(令和. 年. 月)	07.08.08	07.09.08	排水基华"
検	1	査	結果 確定 日	(令和. 年. 月)	07.09.03	07.10.02	
		1	カドミウム及びその化合物	(mg/L)	< 0.001	< 0.001	0.01以下
水	有	2	シアン化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
	害物	3	有機燐化合物	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	検出されないこと
		4	鉛及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		5	六価クロム化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		6	砒素及びその化合物	(mg/L)	< 0.005	< 0.005	0.05以下
		7	総水銀 ^{※2}	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	0.0005以下
		8	アルキル水銀	(mg/L)	< 0.0003	< 0.0003	検出されないこと
		9	PCB	(mg/L)	< 0.0005	< 0.0005	検出されないこと
質		10	トリクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		11	テトラクロロエチレン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		12	ジクロロメタン	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		13	四塩化炭素	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		14	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	< 0.004	< 0.004	0.04以下
	質	15	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.1	< 0.1	1以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	< 0.04	< 0.04	0.4以下
		17	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.3	< 0.3	3以下
検		18	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
		19	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	< 0.002	< 0.002	0.02以下
		20	チウラム	(mg/L)	< 0.006	< 0.006	0.06以下
		21	シマジン	(mg/L)	< 0.003	< 0.003	0.03以下
	関	22	チオベンカルブ	(mg/L)	< 0.02	< 0.02	0.2以下
		23	ベンゼン	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		24	セレン及びその化合物	(mg/L)	< 0.01	< 0.01	0.1以下
		25	ほう素及びその化合物	(mg/L)	3.5	3.7	230以下
杳		26	ふっ素及びその化合物	(mg/L)	2.2	2.4	15以下
直		27	アンモニア等化合物 ^{※3}	(mg/L)	3.4	3.2	100以下
	係	28	1,4-ジオキサン	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
		_	ダイオキシン類 ^{※4}	(pg-TEQ/L)	0.00		10以下 ※5
	有	1	水素イオン濃度指数	(–)	7.2	7.3	5.0~9.0
		2	生物化学的酸素要求量	(mg/L)	2	< 1	10以下 *6
		3	化学的酸素要求量	(mg/L)	5.3	5.0	10以下
	害	4	浮遊物質量	(mg/L)	< 2	< 2	20以下
ا ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	物	5	鉱油類含有量	(mg/L)	< 2	< 2	2以下
結		6	動植物油脂類含有量				
		7	フェノール類含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
	質	8	銅含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		9	亜鉛含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		10	溶解性鉄含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
	以	11	溶解性マンガン含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	1以下
		12	クロム含有量	(mg/L)	< 0.05	< 0.05	0.5以下
	外	13	大腸菌数	(CFU/mL)	< 80	< 80	800以下
果		14	窒素含有量	(mg/L)	4.2	4.0	60以下
		15	」 	(mg/L)	0.02	0.03	8以下

- ※1 「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」における放流水の排水基準です。
- ※2 「水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物」の略です。
- ※3 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の略です。
- ※4 検査試料採取目「令和7年7月8日」、検査結果確定日「令和7年8月1日」のものです。
- ※5 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平12 総・厚3)「維持管理の基準」に定める排水基準値です。
- ※6 当処分場は、海域放流のためBODの基準について適用外です。